

京・地域福祉推進指針について（概要）

1 京・地域福祉推進指針とは

- 社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」
- 本市では、平成16年度に第1期となる指針（当時：プラン）を策定して以降、5年ごとに改定を行い、平成31年3月に現行の指針（第4期）を策定
 - ・ 現行の指針は、成年後見制度の利用促進に関する施策等を盛り込み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく、本市における「成年後見制度利用促進計画」としても位置付けるもの。

「市町村地域福祉計画」について

<社会福祉法（抜粋）>

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

「成年後見制度利用促進計画」について

<成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）>

第12条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 本市の地域福祉の基本的な考え方

- 地域福祉は、「地域」で生じる様々な課題に対して、地域のことを最もよく知っている「住民」自らが手立てを考え、世代や分野に捉われず、行政や様々な関係組織と共に取組を展開するといった、地域の知恵と力が結集され、前進していくもの。（＝**地域の住民が主体**）

単に福祉的な課題を解決するだけではなく、住民が集い、動くことで住民同士のつながりが強くなることで、コミュニティの活性化（まちの活性化）に結びつく可能性も含んでいる。

本市では、番組小学校の創設以降、「学区」単位にコミュニティが成立し、今も脈々と受け継がれている。

- また、課題の解決にあたっては、住民や関係機関、行政等の多様な主体が、それぞれに活動するだけではなく、多くの住民参加のもと、地域の関係機関が地域の課題を共有し、それぞれの強みを活かしながら協働することで、課題の解決に向けて、大きな力を生み出すことができる。（＝**多様な主体の協働**）

こうした協働の取組を通じて、支援が必要な方が行政や関係機関につながり、公的なサービスが届きやすくなることで、暮らしやすい地域をつくることができる。

- しかしながら、近年の家族形態や雇用形態の変化等により、生活課題の複雑化、多様化はますます進んでおり、単一の分野のサービスや地域だけでは解決できるものとは限らず、そうした課題に対しては、総合的に支援が提供できる仕組みづくりが必要。（＝**複雑化・多様化する生活課題への対応強化**）

⇒ 本市では、地域住民を主体として、多くの方が地域に関わり、地域をより良くする、課題を抱えた方に寄り添うという考えや思いのもと、「優しさのあふれる」協働の取組を推進していく。

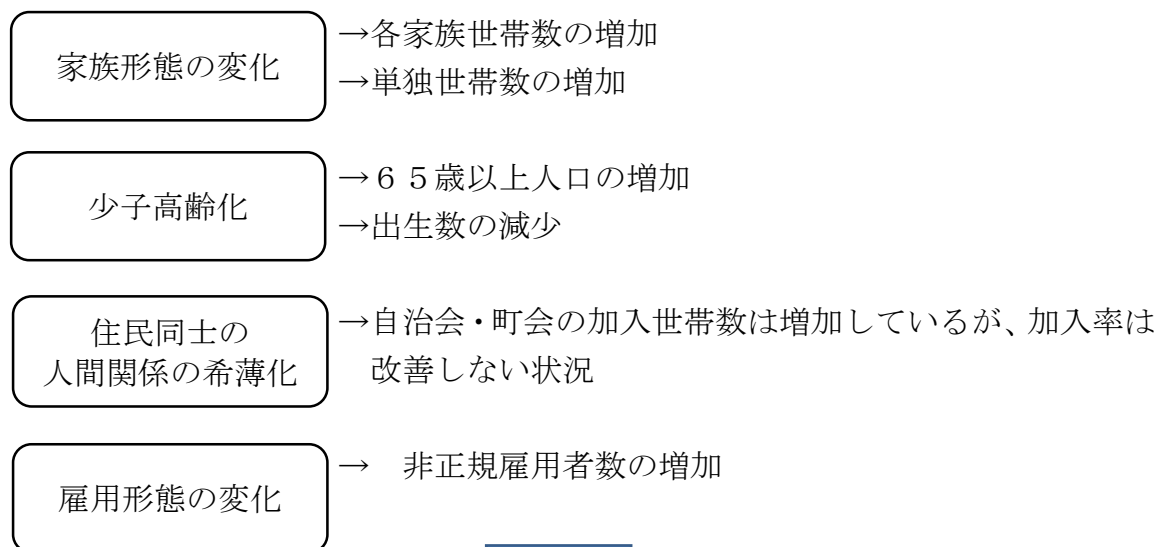


基本理念

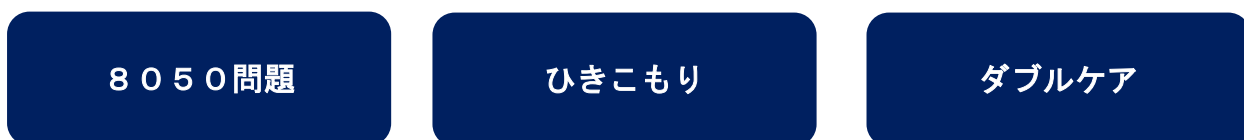
京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進する

これまでの指針が目指してきた「優しさのあふれるまちづくり」の理念を引き継ぎつつ、住民自治の伝統の下で「文化」として根付く「**京都の地域力**」を活かし、世代や分野を超えて、全ての人々や団体が、地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことのできる社会（地域共生社会）を目指す。

3 策定にあたっての視点（昨今の地域福祉を取り巻く状況）

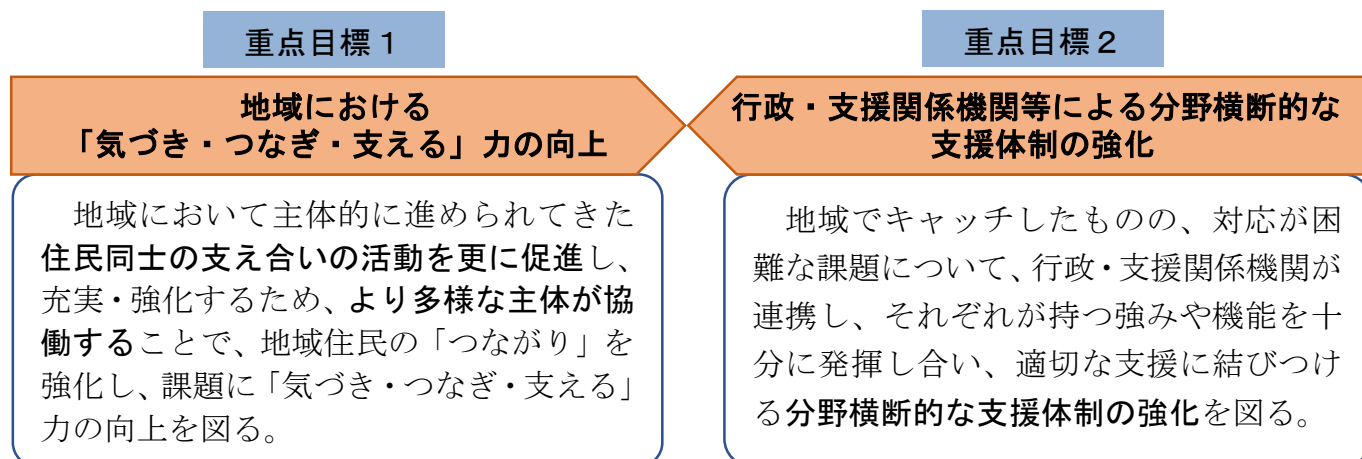


- 複数の問題を抱えてしまう世帯の増加
- 地域、社会とのつながりづらい人・世帯の社会的孤立の深刻化
- 地域活動の担い手の不足、一部の担い手への負担の集中



課題を抱えていても、自ら支援につながることができず、課題を深刻化

⇒ 今後は、特に「課題を抱えた方々の状況が深刻化する前に、早期に気づき、支援に結び付ける体制づくり」に取り組んでいくことが重要。



4 指針の体系及び目指す姿

2つの重点目標を推進していくため、地域住民、関係機関、行政が連携・協働して取り組んでいく方向性として、以下のとおり推進項目を設定。

重点目標 1 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

推進項目 1 住民同士の支え合い活動の促進

～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

地域の住民同士の支え合いの活動をより一層促進し、地域のつながりを高めることで、互いに認め合い、誰もが地域から孤立せず、いきいきと安心して過ごせる地域づくりを進める。

【目指す姿】

- より多くの地域住民が支え合いに関わり、互いに「担い手」「受け手」となることで、やりがいと喜びを感じ、より元気な地域になるとともに、世代を超えた交流により、地域のつながりが継承される。
- 世代や分野を超えて、様々な人や団体等がつながることで、生活に悩みがあっても、相談・支援につながり、日常のつながりを通じて、災害時にも助け合うことができる。

推進項目 2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

社会福祉施設や企業、NPO、大学等、多様な機関・団体が地域住民とともに地域の活動に参画し取り組むことで、地域における支え合いの活動の充実・強化を図る。

【目指す姿】

- 多様な機関・団体が地域住民とともに地域の活動に参画し取り組むことで、支え合い活動が充実・強化される。

重点目標 2 行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

推進項目 3 困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実

対応が困難な課題を、しっかりと行政・関係機関が受け止め、円滑に支援につなぐ体制の充実を図る。

【目指す姿】

- 地域生活における困難な課題をしっかりと行政、関係機関が受け止める。
- 抱えた課題が深刻化する前に解決を図ることができる。